

東京都行政書士会北支部広報

あ す か

第23号

平成24年3月31日発行

発行人 常住 豊

編集人 雨谷 幹彦

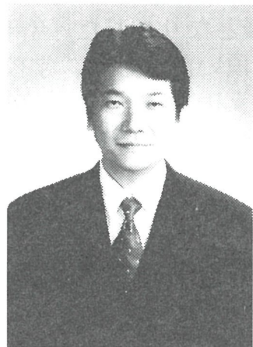
北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

(新年挨拶) 教育分野における地域貢献活動

支部長 常住 豊



常住支部長

関係各位の皆様には、日頃より我が支部の活動にご協力をいただきありがとうございます。

さて、我が支部は、本年度も、教育分野を中心とした地域貢献活動に注力しております。

まず、学校問題への新たな取り組みとしては、教員

のためのコミュニケーションスキルアップ講座を実施させていただきました。教員の皆様に、東京会ADRセンターにおいて採用されている対話促進型調停技法を体得していただき、特に保護者との関係を円滑にさせていただくことを主眼としています。本年度は、北区初任者等研修、北区小学校副校長会、区内5校の小学校において実施いたしました。

次に、法教育について、小学校においては「きまりがあるのは何のため?～きまりの意味を考えてみよう!～」をテーマに、各校の教育方針や地域環境に合わせた題材を用いて、制度趣旨や目的から考えて結論を導き出す法解釈を説きました。中学校においては、生徒の身近な個別の題材を取り上げ、消費者法などをクイズ形式にしてわかりやすく解説しました。従来から実施している小学校6年生向けに加えて、本年度初めて小学校4年生向け、中学校3年生向けのプログラムも開発しました。本年度は、区内小学校3校、区内中学校1校で実施しました。また、東京会他支部や他の単位会、日本行政書士会連合会からも、多くの役員が視察に訪れ、法教育への関心の高まりを感じました。

これらの活動は、我が支部が全国の行政書士会にさがけて実施しているものです。小さな活動が大きくなうねりになる鼓動を感じます。未来を支える子供たちを大きく育てるためにも、私たちが社会に還元できることをしっかりと遂行していく所存ですので、今後ともご協力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

(新年挨拶)

北区長 花川 與惣太



花川区長

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

常住支部長様をはじめ、東京都行政書士会北支部の皆様には、区政推進に一方ならぬご協力を賜り、また、区民の方々の暮らしを守るために多大なご尽力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

東日本大震災から一年が経過しましたが、復興への取り組みが加速し被災地の皆様が、一日も早く生まれ育ったまちで生活できることを願っております。

さて、日本経済は、緩やかな回復が期待される一方、海外経済のさらなる下振れや、円高の進行など、先行きのリスクが存在し、予断を許さない状況が続いております。

また、震災からの復興に加え、人口減少・少子高齢化への対応、経済成長と財政健全化への取り組み、持続可能な社会保障制度の確立など、多くの課題が待った無しの状況となっております。

北区においても、震災を教訓とした安全・安心なまちづくりや、少子高齢化への対応、公共施設の更新需要、生活保護世帯の増加、景気対策など、区民生活に直結した多くの課題に直面しております。

新年度予算では、四つの重点戦略を中心に「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むこと、「長生きするなら北区が一番」を実現すること、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするを、三つの優先課題として特に重点的に取り組み、全ての世代が幸せを実感できる北区づくりを目指してまいります。いずれの施策におきましても、皆様のご理解ご協力があるこそ実現するものであります。

行政書士の先生方におかれましては、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。また、皆様のさらなるご発展とご活躍を心よりご祈念申し上げます。

「行政書士会北支部の無料相談会」を隔月開催します

平成24年も偶数月に無料相談会を開催致します。相談内容は、相続、遺言関係、不動産、近隣問題、内容証明、外国人の就労関係から事業の相談までお受けすることが出来ます。開催日時につきましては「北区ニュース」をご覧ください。 問合せ先：相談センター（電話03-5963-7437）

(広報部)

新年賀詞交歓会 開催報告

新春最初の行事である「東京都行政書士会北支部・東京行政書士政治連盟北支部主催新年賀詞交歓会」を、平成24年1月17日（火）北とぴあ14階スカイホールで開催いたしました。

支部会員・職員・家族の出席者44名、ご来賓46名、合計90名のご参加を頂きました。毎年恒例になりました琴の演奏に始まり、会場は和やか、かつ華やかなムードの中、司会を北支部会員の濱本亮会員と林順子会員が担当し、溝口庸一副支部長の開会の辞により幕を開けました。

まず、常住豊支部長・島岡清美政連支部長による主催者挨拶があり、その後来賓挨拶となりました。今年は、花川興惣太北区長より、北支部が力を入れている活動のすべての項目についてお話を頂いたことと、学校問題・法教育プロジェクト・高齢者支援で大変お世話になっている北区教育委員会学校支援課長 岡田弘文様、北区立中学校長会会長 矢口実様、北区立小学校長会会長 木村良平様、北区立桐ヶ丘やまぶき荘施設長 藤井和彦様にご参加頂いたことが特徴的でした。

「区民に対する無料相談の実施」「成年後見制度の普及啓発及び高齢者支援活動」「小学校における法教育出前授業」「学校問題解決支援のための先生サポートホットライン事業」等の地域貢献活動は、本年も継続いたします。

その後、ご来賓の衆議院議員 青木愛様秘書松永悠様、前衆議院議員 太田昭宏様、北区議会議長 小池たくみ様、都議会議員 高木けい様、同 大松あきら様、同 原田大様、前都議会議員 曾根はじめ様よりご挨拶を頂きました。

続いて、東京都行政書士会名誉会長であり、一般社団法人成年後見支援センターヒルフェ理事長でもある宮内一三様の発声による乾杯、ご来賓紹介、雨谷幹彦副支部長による支部活動報告が行われ、生田流箏曲の調べに乗せてしばし歓談の後、毎年恒例になりました「地元名品紹介」「ビンゴ大会」へと進んで参りました。

今回の地元名品は、北区に在住でなくてもご存じの方が多い「扇屋の卵焼き」を取り上げました。王子扇屋の取締役早船武利様から扇屋と卵焼きの由来等のお話を伺い、賞品もご提供頂きましたことを感謝申し上げます。また、ビンゴ大会においても会員・来賓の皆様から多数の賞品をご提供頂き、全員に賞品が配れましたことを報告させて頂きます。

盛会の中、時間も過ぎ、徳山義行副支部長の閉会の辞の後、東京会でも有名となりました井ノ瀬直保副支部長による手締めをもって、無事に新年賀詞交換会が終了いたしました。

多数のご来賓の皆様、会員・職員・家族の皆様にご出席頂き、盛大な新年賀詞交換会になりましたことを感謝申し上げて「新年賀詞交換会 開催報告」とさせて頂きます。ありがとうございました。

(副支部長 野口省吾)



ご来賓の皆様

[illegible][illegible][illegible]

北区 区政功労賞受賞 おめでとうございます！

平成24年3月15日、北とぴあ さくらホールで行われた「北区区政功労者表彰式」において、産業経済功労の分野で常住豊支部長が表彰されました。

この表彰制度は、多年にわたり区政に貢献し、区民生活と文化の向上に功労のあった方及び徳行のあった方を表彰する制度です。

北区役所・区民相談室における

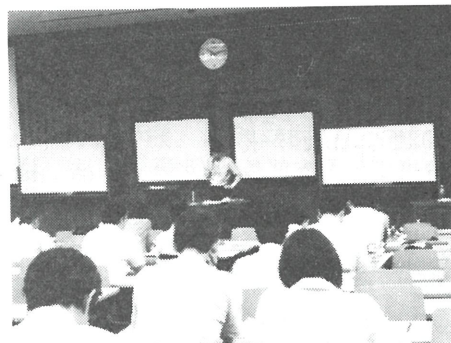
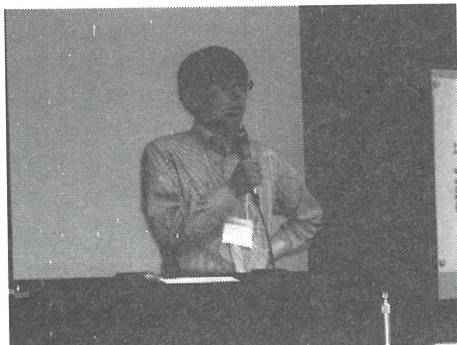
常設 “行政書士相談”

- 日 時：毎月第2火曜日、13時～16時（合計6コマ）まで、
相談者1名あたり30分（1コマ）
- 場 所：北区王子本町1-15-22
北区役所第一庁舎3階 区民相談室
- 方 式：予約制〔電話03-3908-1101（直通）〕（無料）
北支部役員が当番制の相談員（1名）として対応させていただきます。
- 相談内容：遺言書、遺産分割協議書、借地借家契約書などの作成について
- 平成23年度（下半期）当番相談員（実績）
- | | | | | | |
|----------|-------|------|---------|-------|-------------|
| 10/11（火） | 溝口 庸一 | 副支部長 | 11/8（火） | 浦部 隆義 | 監事 |
| 12/13（火） | 雨谷 幹彦 | 副支部長 | 1/10（火） | 山賀 良彦 | 法教育推進委員会委員長 |
| 2/14（火） | 前田 浩利 | 相談役 | 3/13（火） | 宮下 昌壽 | 監事 |
- 平成24年度（上半期）当番相談員（予定）
- | | | | | | |
|---------|-------|------|---------|-------|-------------|
| 4/10（火） | 浦部 隆義 | 監事 | 5/8（火） | 雨谷 幹彦 | 副支部長 |
| 6/12（火） | 溝口 庸一 | 副支部長 | 7/10（火） | 山本恵美子 | 広報部次長 |
| 8/14（火） | 前田 浩利 | 相談役 | 9/11（火） | 山賀 良彦 | 法教育推進委員会委員長 |

特集 北支部法教育活動

「法と教育学会」第2回学術大会で研究発表！

平成23年9月4日（日）、学習院大学目白キャンパスで「法と教育学会」総会及び第2回学術大会が開催され、第一分科会において山賀良彦法教育推進委員長が自由研究発表を行いました。



「きまりがあるのは何のため？」きまりの意味を考えてみよう！と題し、北支部における法教育出前授業の実践報告のほか、具体的な学習指導案作成のための要点、即ち「学校の置かれた地域性・各学校の教育方針・校長以下担任教師との話し合いを重視すること」「児童が関心を持つ題材を見つけること」「時代に即した題材であること」「新学習指導要領を踏まえたものであること」を述べた後、地域に根づいた法律実務家である行政書士が法教育を行うことの意義に触れ、ボトムアップ型法教育スタイルの確立を主張しました。

山賀委員長の発表の中で、出前授業を行った後の児童の感想文2例の提示がありましたが、分科会終了後、実践教育を行っている「法と教育学会」会員から、45分の授業時間枠で、それだけの感想を引き出せるということは、授業内容としての完成形ではないかとの評価を得ました。（広報部）

平成23年度 北支部法教育活動について

I 平成24年1月から2月までの法教育実施状況

北支部における今年1月から2月までの法教育出前講座事業についてご報告いたします。

法教育とは、『法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法務省：法教育研究会「報告書」）』として、法務省、文部科学省によりその推進活動が行われ、他土業において積極的にその取組みが行われていることはご存知のことと思います。

北支部では、これまで、平成21年度1校（対象：小学校6年生3クラス）、平成22年度2校（対象：小学校6年生各3クラス）において法教育出前授業を実施致しました。

本年度は、1月から2月までに小学校4年生から6年生までを対象に合計4つの内容の法教育を実施致しました。

詳細は以下の表のようになります。

日時	1月26日	2月4日	2月10日	2月28日
学校名	北区立西浮間小学校	北区立岩淵小学校	北区立浮間小学校	北区立西浮間小学校
指導学年（指導クラス数）	6年生（3）	6年生（1）、5年生（1）	6年生（3）	4年生（3）
法令	●図書館法 ●地方自治法	●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ●東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例	●生物多様性基本法 ●自然公園法 ●文化財保護法	●都市公園法 ●明治六年太政官布達第十六号（公園設置について）注：直接の引用は無。
テーマ	『きまりがあるのは何のため？～きまりの意味を考えてみよう！～』			
内容	図書館法における図書館の目的から、図書館のきまり、身の回りのきまりの存在意義を考える。	荒川清掃などの環境保護活動から廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的を考え、身の回りのきまりの存在意義を考える。	浮間の移り変わりから、生物多様性基本法、自然公園法の目的を考え、身の回りのきまりの存在意義を考える。	公園の存在意義から公園のきまりについて考え、身の回りのきまりについて考える。
グループ 討論内容	図書館のきまりについて。	自分が行っている環境活動について。	自然の恵みの具体例について。	公園での人々の過ごし方について。

II 授業スタイル、内容その他について

1. 基本的な流れ

今年は昨年まで実施していた学校に加えて実施校が1校増えただけでなく、4年生の指導案を作るという新たな挑戦がありました。ただし、基本的な授業スタイルは当初より変わっていません。

授業はクラスごとに行います。したがって、学年が3クラスの場合には同一日に3回連続して行います。

各授業とも講師として私（山賀）が最初に導入を行い、その後、出されたテーマについて、6～8つのグループになって当該テーマについて話し合ってもらいます。その際に、グループごとに、1～2人の行政書士がグループリーダーとしてついて、児童に意見を出させたり、意見をまとめたりする話し合いの調整役になってもらいます。

その後、児童の話し合いの内容の発表、それを受けて、講師の説話という流れになっています。

2. テーマについて

メインテーマの『きまりがあるのは何のため？きまりの意味を考えてみよう！』、そして、授業内容の「法やきまりは罰を与えるためだけにあるのではない。法やきまりはその存在に目的・理由がある。きまりの目的・理由を知ること、そのことを自分自身で考えることが大切である。」は全ての授業で同じです。

具体的には、『図書館についての授業』であれば図書館のきまりについて図書館法から図書館の目的を考え、『荒川清掃、環境保護活動に関する授業』であれば身の回りの環境の変化や学校が実践している環境保護活動から廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的を考え、また、『地元の自然を考える授業』であれば地元地域の移り変わりから生物多様性基本法が制定された目的を考え、それらのことを踏まえて、小学生にとってなじみのある身の回りのきまりについて、きまりには目的・理由があることを知ること、そのことを自分自身で考えられるようになることが大切との授業を行いました。

なお、4年生は法律の条文そのものを扱うことが難しいことから、公共施設である公園の意義を考えて公園のきまりを考えるものになりました。

III 指導案作成上の留意点その他について

1. 学校・地域の課題を採りあげる意味について

法教育の指導案の作成に当たって最も注意したことは学校・地域の特色を生かすことでした。

そのためには、法教育の打ち合わせのための学校訪問の前には、学校の記念誌、教育方針等も可能な限り調べる等、訪問先の学校がどのような学校かを調べることを第一に考えました。

最近の学校はホームページ等で学校便りを掲載しているところもあり、そういった情報が入手しやすくなっています。

このように、法教育の実施にあたってはその学校がどのような学校なのか知ることから始めました。

そして、具体的な指導案の内容作成については、学校の活動とのつながりを意識するものや学校のリクエストを受け付けるものでした。

現在4つの指導案がありますが、その全ては学校長、副校長との話し合いを通じて学校の活動やリクエストを踏まえて作成したものです。

具体的には、学校長等と打ち合わせの際に、法務省の考える法教育の意義、北支部の法教育の目的の一つとしている地域に根ざした法教育の意義を伝えます。そして、学校側より学校の特色のある行事等を聞き、法教育のテーマのリクエストを受け付けます。そのテーマのリクエストを受けてその場で法教育の内容の概略を組み立て、それに対する意見を聞き、了解を得て、その後、持ち帰って具体的な内容を考えるというものです。

例えば、新たに実施した岩淵小学校では、学校長からの『学校全体で荒川清掃を行っていることから、荒川清掃や環境保護をテーマにする法教育の授業はどうですか。』との話から組み立てました。

また、4年生での公園のきまりについては『児童がよく行く公園のきまりではどうですか。』という学校長からのリクエストからでした。

法教育の指導案については、自らが確立した法教育の指導案を提案していく形もあるかと思いますが、私は上記の手法を選びました。

このような方法による指導案の作成は非常に難しく、労力も必要になります。事前の準備だけでなく、学校に足を踏み入れる瞬間から学校の掲示資料などを注意することも必要になります。

しかし、そのようにして作り上げた指導案はその学校オリジナルのものになります。したがって、このような指導案によって行われた法教育は来年も是非実施していただきたいという話が出ます。

法教育を一回限りのイベントとしてではなく、継続した事業とするのであれば、学校の活動・課題を踏まえた指導案を考えるということは意義があるものと考えます。

また、公立小学校は地域に根ざした存在であることを考えると、このように、学校の課題を採り上げることは、その地域の課題に直結することが多いと思われます。

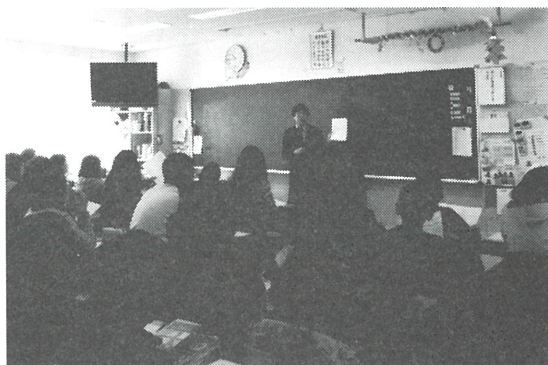
したがって、学校の課題を採り上げる指導案は、地域の課題に取り組むことになり、そのことは、地域に根ざして活動する行政書士にとって意義のあることと考えます。

2. 法教育実施に向けた難しさ

上記のようなかたちの指導案作成には、実際に法教育を実施するクラスの担任との打ち合わせ段階において十分に意思疎通を図る必要があります。

実際の法教育実施のためには、学校長、副校長との打ち合わせ、その後、担任の先生方との内容の確認というステップを4つの指導案とも踏襲しています。

今年の法教育については、いずれの学校でも校長、副校長との打ち合わせは過去の実績もありそれほど問題はありませんでした。新たに打ち合わせをした学校でも、過去の実績もあり、比較的スムーズに理解をしていただけました。



ただし、クラス担任との打ち合わせでは、たとえ法教育を実施したことのある学校であっても、昨年とは担任の先生は当然異なりますので、その内容には様々な意見が出されます。

それらについては、もちろん、建設的なアドバイス等も多くあり、大変参考になったものもあります。

しかし、法教育の内容は道徳規範の問題に直接関係すること、担任の考える法の意識についても当然のことながら各人の意見があることから、打ち合わせは非常に難しいものになることがあります。

担任によっては、私の作成した指導案自体に対して内容面を含め異論を唱える方もいました。また、自分にとって「法」を考えるにあたって必要だと思われたものについても、必要性を感じてもらえず、削除を求められることもあります。

私自身は打ち合わせではなるべく担任の先生方の意見を尊重し、できるだけ変更するように努めました。

この点についてはいろいろな考えもあると思います。

しかし、そうであるからこそ、「自分たちの行おうとしている法教育は何なのか？」を明確に、理念を持って説明することが求められます。そのことは、「法とは何か」、「法と道徳の違いについて」という命題に直接向き合うことになります。

私自身、この1、2月は「法とは何か」を真剣に考える日々が続きました。

Ⅳ 行政書士こそ法教育の実施を

確かに、法教育の実施には打ち合わせ、指導案作成を含め、大きな時間と労力を必要とします。

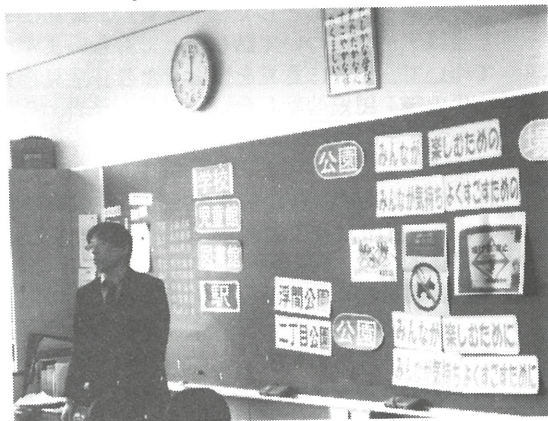
しかしながら、地域に根ざして活動する行政書士にとって、地域の学校の法的課題を採りあげる法教育を実施することは社会的使命であり責務であるといえます。

また、そのような活動をすることは、行政書士が「頼れる街の法律家」を自認するのであれば積極的に行うべきものといえるでしょう。

今年の法教育には様々な支部、他会からの見学がありました。このことは多くの方が法教育に関心のある証拠だと思います。今回は、見学者も多かったこと、自分の支部でも法教育を実施したいという方も多かったことから、見学者の方々にも積極的にグループリーダーになって頂きました。私は全回とも講師でしたので、一人ひとりのグループリーダーを見る機会がありましたが、皆さんとても楽しそうに行っていたのが印象的でした。

是非、今年度（平成24年度）は、東京会各支部で、また日本全国の行政書士会で法教育がいくつも実施されることを願っています。

（法教育推進委員会委員長 山賀良彦）



北区立浮間中学校における出前授業

北支部・東京会市民法務部法教育WG

平成24年3月5日(月)、東京都北区立浮間中学校(矢口実校長、畠山直也副校長)において出前授業を実施いたしました。

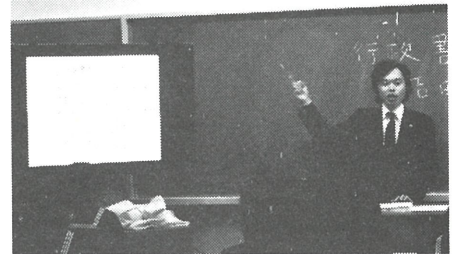
学校側との当初の打ち合わせにおいては、4クラス同時開催、また、テーマは「消費者トラブルについて」ということでしたが、数度の打合せの結果、2次限目(9:50~10:40)3年3組と4組、3次限目(10:50~11:40)3年1組と2組における各次限2クラス同時開催となりました。

授業内容についても、より実践的な内容をとの要望があり、「身近にある法律問題」と題してクーリングオフ・アルバイト・自転車ルール of 3テーマを取り上げ、クイズ形式も取り入れて進行することとなりました。

北支部法教育推進委員会並びに主任講師をお願いした吉田安之会員・大塚政秀会員とともに中学生を対象とする授業は初めてであり戸惑いの中の進行でしたが、各クラスとも「聴く姿勢」のある生徒であったこと、また、50分の授業時間に3つの山を作りクイズ形式を取り入れたこと、さらに「クーリングオフ期間の教え方」「47都道府県の最低賃金一覧」「自転車の運転者が加害者となった高額賠償判例」等々の図表を資料提示して注意喚起したことにより、予定どおり進行することができました。

当日の反省会において、学校側から「テーマは2つくらいでも良かったかもしれない」「消費者教育については社会科・家庭科でも行っているの、その授業の中で実務家が具体的な事例を語るという試みも考えられる」とのご提案がありました。

今後の課題として検討していきたいと思います。(広報部長 雨谷幹彦)



教員のためのコミュニケーションスキルアップ講座

平成23年11月7日(月)午前9時半~11時半、北とびあpegasusホールにおいて北区内の小学校の副校長を対象に「副校長のためのコミュニケーションスキルアップ講座」を実施しましたことをご報告いたします。

北支部では、地域貢献活動の一環として、地域に根ざした「法教育」の推進とともに、北区教育委員会からの委託事業「先生サポートほっとライン」(小中学校の教員から主に保護者との関係に係わる相談を受けサポートする事業)へ支部員を派遣するなど、広く学校に係わる諸問題に対して積極的に取り組んでまいりました。

今年度より「先生サポートほっとライン」事業の一環として「教員のためのコミュニケーションスキルアップ講座」を8月26日の北区立梅木小学校を反切りに、8月31日北区立西浮間小学校、9月15日には「平成23年度東京都若手教員育成研修1年次(初任者)・新規採用者・期限付任用教員任用時研修会(第5回)」にて実施してまいりました。

「副校長のためのコミュニケーションスキルアップ講座」は、北区小学校副校長会からの要請により、「副校長としてのコミュニケーションスキルをアップするために~保護者からの多様な要求への対応に備えて~」と題して行われました。

開会のあいさつで、中村都士治北区小学校副校長会会長から、保護者対応の最前線に立つ副校長として、本講座へ参加することによる効果に期待する旨及び開催についての感謝の言葉が述べられました。

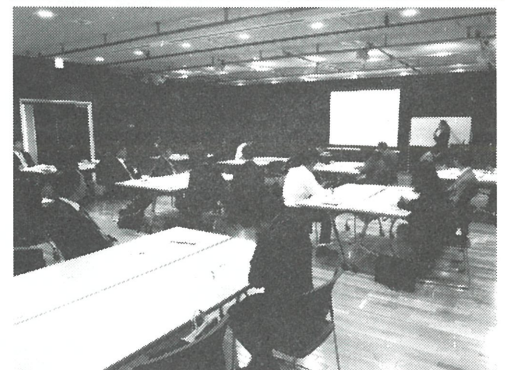
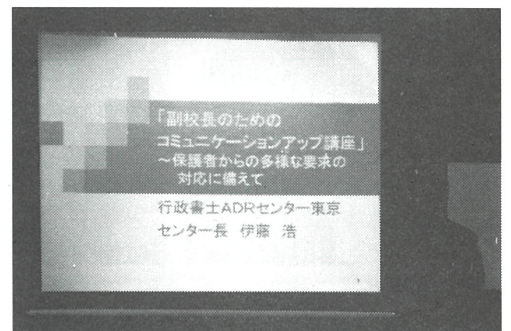
宮住豊支部長及び各担当者より、学校問題サポートをはじめとする地域に密着した北支部の活動について紹介がなされ、参加された副校長先生方から大きな反響を得ました。

伊藤浩行政書士ADRセンター東京センター長を講師に、コミュニケーション概論、コミュニケーション演習、クレーム対応の実際など、北支部学校問題解決サポート委員会の北村彰朗委員長、山本恵美子副委員長、山賀良彦委員をトレーナーに約1時間半にわたり、コミュニケーションの理解を深める事例を絡めた体験型の講義が行われました。

岡田弘文北区教育委員会学校支援課課長より、コミュニケーションスキルアップの重要性と「先生サポートほっとライン」事業の説明、結びで飯野司北区小学校副校長会副会長より北支部への謝辞と法教育を含め今後の活動への期待の言葉をいただきました。

その後、本講座へ参加された副校長先生から「教員のためのコミュニケーションスキルアップ講座」に関する問い合わせを数多くいただき、12月14日に北区立第三岩淵小学校で、12月26日に北区立岩淵小学校、また、1月6日にはなでしこ小学校において実施いたしました。

(学校問題解決サポート委員会副委員長 山本恵美子)



無料相談会

赤羽駅東口・北とぴあ・赤羽会館における行政書士無料相談会開催報告（平成23年度）

後援 北 区

場所・時期 相談内容・分野	街頭相談会 (赤羽駅東口)	第5回 (北とぴあ)	第6回 (赤羽会館)
	10月4日	12月14日	2月2日
遺言・相続・贈与等	15	6	12
成年後見	1	0	1
ADR・離婚・家族関係	0	1	0
内容証明・公正証書・事実証明等	0	1	0
不動産・近隣問題・契約等	7	5	4
社会保険・労働保険等	0	0	0
福祉・介護保険関係	0	0	0
独立開業・会社設立・貿易等	0	0	0
会計記帳・税金・助成金	0	0	0
外国人在留・外国人雇用関係	1	2	0
暮らしの相談等	9	2	1
合計（件）	33	17	18



北区の9士業合同！ 「第14回 事業とくらしの無料相談会」参加報告

平成23年12月3日（土）午後1時～午後4時、北とぴあ地下展示ホールにおいて、「北区の9つの士業合同！事業とくらしの無料相談会」が開催されましたので、報告いたします。

地域貢献の一環として始まったこの相談会も、早いもので7年、14回目の開催となりました。

今回は、事前予約47件、当日キャンセル4件、当日飛び込み6件で、氷雨降る悪天候にもかかわらず、計49件の相談を受けることができました。

開催前2回の準備会と開催後の反省会を行い、回を重ねるに従って、相談会の形式や周知方法に少しずつ改良が加えられております。例えば、事業系の相談が少ないという結果をもとに、個人向けのチラシのほか、事業者向けチラシも作成し、また今回は、東京商工会議所北支部のご協力によって、商工会議所会員へのFAX送信を行った結果、事業系の相談が前回よりも増加しました。



開始前ミーティング



北支部相談員

相談件数	49件
対応件数(延べ)	141回
弁護士	41回
司法書士	28回
税理士	26回
社会保険労務士	8回
中小企業診断士	6回
不動産鑑定士	11回
土地家屋調査士	4回
建築士	3回
行政書士	14回

相談者アンケートによると、49件中47件が満足又はほぼ満足という回答であり、1件30分という制限時間内に問題点を抽出し、的確な回答あるいは解決に至る道筋を示すことができたものと思われます。

これは、複数の士業が多角的に相談にあたるという当相談会の特色でもあります。

懇親会では、当相談会を支える「弁護士法人東京パブリック法律事務所」職員の皆様の紹介を行い、相談会運営にあたってのご苦勞に、会場から惜しみなき拍手が送られました。

なお、次回第15回は、平成24年6月2日（土）を予定しております。
(広報部部长 雨谷幹彦)



東京パブリック法律事務所 松木所長を囲んで



東京パブリック法律事務所職員の皆様

支部研修会

「暴力団等排除対策委員会・研修会」開催報告

平成23年12月2日(金)18時30分より、北とぴあ701会議室において、通算9回目となる北支部主催の「暴力団等排除対策委員会・特別研修会」が開催されました。

今回の研修会には、北区管内の3警察署から以下5名の皆様を講師にお迎えしました。

赤羽警察署刑事組織犯罪対策課	課長代理	佐々木清 様		
王子警察署刑事組織犯罪対策課	課長代理	鈴木淳夫 様	同署同課 係長	山田泰源 様
滝野川警察署刑事組織犯罪対策課	課長代理	坂本重智 様	同署同課 係長	三上幸雄 様

東京会からは、中西豊会長、福田源治副会長、東京会暴力団等排除対策委員会の尾崎昭則委員長代行及び山本祥博顧問がご来賓として出席したほか、北区区議会議員6名も聴講し、師走の多忙な時期にもかかわらず総勢44名の盛会となりました。

徳山義行副支部長兼暴排委員長の開会挨拶の後、「クライアントが暴力団等からアプローチを受けた場合どうすべきか、行政書士として地元の警察と情報交換し適切な処置がとれるよう安心して安全な街づくりに尽くすよう」常住豊支部長からの挨拶がありました。

中西豊会長からは、本年10月1日に施行された東京都暴排条例の基本理念について、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」「暴力団と交際しない」の4点を掲げ、何かあったら所轄警察署刑事組織犯罪対策課へ相談しようとの呼びかけがありました。

北区管内3警察署担当官の講義においては、北区内の暴力団等反社会的勢力の動向について説明があり、以下の報告・要請がありました。

1. これまでは「警察対暴力団」という構図であったものが「社会対暴力団」となっている。
2. 東京都条例の施行後の効果として、暴力団の組事務所がマンションから撤退するとか、商店街に対する不当要求や暴力行為がなくなっている。
3. 建設業・宅建業・産業廃棄物処理業・風俗営業・入管業務等を通してその周辺の反社会的勢力と接点を持つ可能性のある行政書士が、クライアントに対して東京都の暴排条例の内容を周知させてほしい。

この後、利益供与に関するDVDを視聴し、質疑応答となりました。質疑応答において、利益供与の事実等について、事業者が自ら申告した場合は勧告等の処置を行わないとする自主申告の制度については、都条例独自の制度であるとの説明がありました。質疑応答の後、野口省吾副支部長兼暴排副委員長の閉会挨拶をもって、20時30分研修会は終了いたしました。

(業務研修部次長 眞喜志康吉)



不当要求防止責任者講習についてのお知らせ

東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会の平成24年度講習会開催予定をお知らせいたします。

「不当要求防止責任者(選任時)講習」

平成24年9月21日(金) 合同センターにおいて開催予定

平成25年3月22日(金) 合同センターにおいて開催予定

「不当要求防止責任者(定期)講習」

平成24年11月22日(木) 合同センターにおいて開催予定

まだ受講されていない会員の皆様、昨年10月1日の東京都暴排条例施行に伴い、顧客へのアドバイスが必要な場面もあるかと思えます。選任時講習を受講してみませんか。また、5年前に選任時講習を受けたが、その後定期講習を受けていないという会員の皆様、11月の定期講習を受講して下さい。不当要求防止責任者登録は、概ね3年で定期講習を受講しないと抹消となります。

なお、東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会では、不当要求防止責任者講習会受講者を対象に受講済証明書(グリーンカード)を発行しております。

グリーンカードの詳細については、行政書士とうきょうの案内をご覧ください。

(暴力団等排除対策委員会)

市民法務研修シリーズ始まる！

業務研修部では、無料相談会等における遺言相続等市民法務分野のご相談の増加に伴い、「市民法務研修シリーズ」と銘打つ研修会を開始しました。

第1弾は、平成23年11月10日（木）18：00～20：00 北とぴあ902会議室において、弁護士法人東京パブリック法律事務所の志水英美代弁護士を講師にお招きして、「消費者契約法・特定商取引法」の研修を行いました。

サンプル事例集やクーリングオフ通知書等の資料により、具体的かつ実務に直結する講義内容で、出席した会員は熱心に受講していました。

なお、3月23日（金）のジュリスト・土釜総合法律事務所 佐々木良行弁護士による「要件事実の理解と実務における効用」に続いて、6月4日には、一般社団法人成年後見支援センターヒルフェとの共同企画として、山下敏雅弁護士をお招きしての第3弾「法定後見申立実務」の研修会が予定されております。

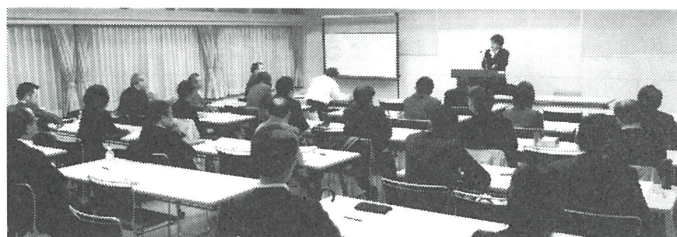


（業務研修部）

「文京・台東・北 三支部 合同研修会」開催報告

今年度下期は、三支部合同研修会を下記のとおり開催いたしました。

- ・平成24年2月23日（木）文京シビックセンター・・・・・・・・・・主催：文京支部
 講師 栗栖好朗 文京支部会員
 テーマ 「フィリピン人の涉外民事の実務」
 第1部 フィリピン人の婚姻と離婚
 第2部 日比混血児の査証、認知、国籍取得
- ・平成24年3月23日（金）北とぴあ701会議室・・・・・・・・・・主催：北支部
 講師 佐々木良行 ジュリスト・土釜総合法律事務所弁護士
 テーマ 「要件事実の理解と実務における効用」
 相談業務や書面作成にあたって役に立つ要件事実の理解



- ・平成24年3月28日（水）台東区生涯学習センター504号室・・・・主催：台東支部
 講師 伊藤浩 行政書士ADRセンター東京センター長
 テーマ 「紛争管理論を法教育にいかすために紛争解決の3つの手法」
 ① アイ・メッセージ ② ホ・オポノポノ ③ トランセンド理論
 紛争管理論を法教育で取り上げようとするときの留意事項を講義する。

寄稿 東日本大震災による被災者・被害者支援相談員としての雑感

行政書士が組織として、また個人として、東日本大震災による被災者あるいは福島第一原子力発電所事故による被害者の皆様のご相談に応じていることは、「日本行政」「行政書士とうきょう」の記事でご存知かと思いますが、「災害復興まちづくり支援機構の出張相談」、「行政書士災害相談センター」、「原子力損害賠償支援機構」の相談員として、この1年間関わっての雑感を記したいと思います。

1. 災害復興まちづくり支援機構の出張相談

災害復興まちづくり支援機構は、阪神大震災の教訓をもとに災害対策の調査・研究・啓蒙活動を行うために平成16年に設立した団体であり、平成22年度現在19の士業者団体が加盟しております。

東京都行政書士会は市民法務部を窓口として活動に参加してまいりましたが、震災後、



4月1日から閉鎖までの間、都内の避難所（東京ビックサイト及び赤坂プリンスホテル）に相談員を派遣しました。当初は、避難者の皆様も何を相談していいのか分からないという状況で、東京に辿り着くまでの苦労話をお聞きするのが主な役割でしたが、時間の経過とともに相続問題・就職問題・不動産問題等具体的な相談が寄せられました。また、避難所の閉鎖直前には、長期にわたる避難所生活による対人関係のご相談もありました。福島からの避難者が多数を占めておりましたが、浦安からの避難者もあり、東北地方だけが被災地ではないことを実感しました。



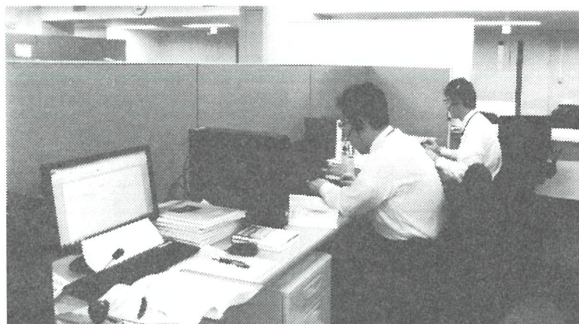
2. 行政書士災害相談センター

日本行政書士連合会が、東京会市民相談センター内に5月から設置した電話相談センターで、市民相談センターの相談員が委嘱を受けて相談に対応しております。当初は、生活支援に関する事項、次に自動車の廃車手続等に関する事、そして、原子力損害賠償に関する事と、時間の経過により相談内容が変わってきているのが特色です。

3. 原子力損害賠償支援機構

原子力損害賠償支援機構から委嘱を受けて、10月31日から行政書士が勤務しております。当初は月～金4名、土日祝日は3名体制でしたが、現在は、月～金3名、土日祝日2名体制に変わっております。

主として原子力賠償に関する電話による情報提供を、虎ノ門の機構本部事務所でっており、本年3月時点で毎日20件程の電話があります。中には東電や国に対する不満を述べるだけの方もおりますが、多くは自宅に帰れないという現実と直面して、目に見えない放射能に怯えながらも今後の生活の方向性を模索するご相談であり、相談担当者は、刻々変化する原子力賠償に関する情報を分かりやすく提供することに努めています。



以上、各相談機関に関する概要と一相談員としての実感を述べてまいりましたが、日頃の行政書士業務に関する相談とは異なり、正解の見えないご相談に直面することが多く、相談員としては、被災者あるいは被害者の皆様の視線に立ち、共に考えるという姿勢が必要であると感じております。難題ではありますが、今後もその姿勢を崩さず関わって行きたいと思っております。

(副支部長・東京都行政書士会市民相談センター委員 雨谷幹彦)

編集後記

- 「あすか」第23号の編集作業を終えてほっと一息。さて次なる目標は、支部ホームページ改良工事完工！
(広報部部長 雨谷幹彦)
- 東日本大震災発生から1年が経ちました。心の傷には時間薬が妙薬となることをお祈りいたします。
(広報部次長 山本恵美子)
- 「法とは何か」、「法の目的」、「法の存在意義」をこれほどまで考えたことはなかったと思います。日々勉強です。
(広報部次長 山賀良彦)
- 「散る桜 残る桜も 散る桜」良寛の有名な辞世の句です。日本の死亡者数は年々増加し、今や120万人を超えるとのこと。相続税法改正が狙上により、非課税範囲が縮小されると今以上に相続が争族に。行政書士の出番
(広報部部員 越阪部幸則)
- 私の事務所があるビルの壁に救命ボートが立掛けてあります。この辺は北区ハザードマップでは、荒川が氾濫すれば3mの洪水の恐れが…。救命ボートはそんな洪水に備えて？
(広報部部員 田中周一)
- 法教育の理念を、実践の形で提供してくれた山賀先生の功績は、大きなものと思いますが、これが山賀先生だから可能なのか、いつも反省させられます。
(広報部部員 小林智明)
- 最近、賃借人が行方不明になり、保証人とも連絡がとれないとあわてた大家さんがいました。長い契約の方は再度保証人をチェックしましょう。
(広報部部員 小島晴美)